

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 10 条第 5 項の規定により、まちづくり協定準備地区として公表します。

策 定 中 の ま ち づ く り 計 画 の 内 容	まちづくり計画の名称	長土堀・一番丁町会地区まちづくり計画			
	まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長土堀1丁目、長土堀2丁目の各一部(別紙区域図のとおり)			
	まちづくり計画の対象となる区域の面積	約 2.5 ha			
	まちづくりの目標	<p>本地区は、藩政時代に前田家の家老を務めた今枝家の下屋敷などがあった辺りであり、長く続く土堀が長土堀の由来となったとされる歴史ある地区である。現在も「今枝仁王尊」があり、地元の守護仏として多くの参詣者が集っている。商業・業務施設が立地し利便性が高い昭和大通り沿いと、地区住民が住まいする落ち着いた住環境が形成されている。</p> <p>今後とも良好な住環境を守り、子供からお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>			
	まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 安心し、落ち着いて暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 顔の見える関係を大切にするまちづくり</p>			
	地区の区分	名称	商業地区	住宅地区A	住宅地区B
		面積	約 0.5 ha	約 0.5 ha	約 1.5 ha
	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>【建築物等の用途の制限】</p> <p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2)及び(5)については、協定締結日に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りではない。</p>			
			<p>(1) 葬儀場</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第 10 項(無店舗型電話異性紹介営業)、第 13 項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p>		

策定中のまちづくり計画の内容	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	—	(5) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第2条第2項(旅館・ホテル営業)及び第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供するもの	
			(6) 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供するもの	
			(7) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
			(8) カラオケボックスその他これに類するもの	
			(9) 建築基準法別表第2(ハ)項第3号に掲げるもの	—
			(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号(風俗営業)に掲げる営業の用に供するもの	
		【土地利用等の制限】		
		(1) 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する者を含む。)は、事前に町会と協議しなければならない。		
		—	(2) 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しない。	

	<p>住み良いまちづくりを推進するために必要な事項</p>	<p>【その他】</p> <p>(1) 商業地区において、建築物を旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(2) 商業地区において、建築物を住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(4) 路上での喫煙並びにたばこ及びゴミのばい捨てをしないよう努める。</p> <p>(5) 定期的に庭木の管理や自宅周辺の清掃に努める。</p> <p>(6) 空き地及び空き家、駐車場の所有者及び管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める。</p> <p>(7) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(9) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</p>
<p>まちづくり協定の締結希望時期</p>		<p>令和7年度末頃</p>

# 区域図

